生第109823号	液状肥料	トヨチュー液肥　ハイパーロングＥ２	中島商事株式会社
生第109832号	液状肥料	液状　ＨＡＹＡＳＨＩ－４号	林化学工業株式会社
生第109835号	液状肥料	鉄力あくあＦＰＣ１	愛知製鋼株式会社
生第109854号	鉱さいけい酸質肥料	粉状徐冷スラグＡ	卜部産業株式会社
生第109862号	化成肥料	化成肥料ハイマックス特855号	九鬼肥料工業株式会社
生第109863号	化成肥料	中日本シリカゲル入り高度化成440	中日本肥料株式会社
生第109878号	液状肥料	グリシントップＮ10	ＮＣＴアグリ株式会社
輸第109819号	副産動植物質肥料	グアミール	鹿児島プロフーズ株式会社
輸第109822号	干蚕蛹粉末	さなぎ粕	興和株式会社
輸第109833号	熔成りん肥	17.0熔成りん肥	東山物産株式会社
輸第109834号	化成肥料	ブラック化成	ラクトップ有限会社
輸第109847号	水酸化苦土肥料	ＰＣ－Ｔ－60	啓和ファインマテリアル株式会社
輸第109856号	化成肥料	有機入り化成Ｈ－23号	大東肥料株式会社
輸第109857号	化成肥料	有機入り化成Ｈ－24号	大東肥料株式会社
輸第109864号	化成肥料	第一リン酸加里	株式会社マルー
輸第109865号	塩化加里	塩化加里１号	株式会社タクイ
輸第109866号	硫酸加里	硫酸加里１号	株式会社タクイ
輸第109875号	硝酸石灰	粒状硝酸石灰	ＬＤ国際商事株式会社
輸第109876号	化成肥料	燐安10号	シーアイマテックス株式会社
輸第109877号	りん酸アンモニア	燐安11号	シーアイマテックス株式会社

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
滋賀県栗東市手原六丁目200番地１
愛知県東海市荒尾町ワノ割１番地
広島県福山市新浜町一丁目５番15号
三重県四日市市西末広町４番17号
愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
東京都千代田区外神田一丁目18番13号
鹿児島県いちき串木野市大里2762番地
愛知県名古屋市中区錦三丁目６番29号
大阪府藤井寺市岡２丁目７番67号
大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号
岡山県備前市八木山830番地
熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
愛知県瀬戸市陶本町四丁目６番地
岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
東京都八王子市別所１－41－１－７－702
東京都港区芝三丁目８番２号
東京都港区芝三丁目８番２号

○国土交通省告示第四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十二月十九日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5848号	膨脹式救命浮器（内部収容型）	ＦＲＮ－ＡＳ－50　ＲＯ型	藤倉コンポジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目４番13号五反田ＪＰビルディング
第5849号	〃	ＦＲＮ－ＡＳ－84　ＲＯ型	〃	〃

○九州地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	柳川市大和町塩塚字深町一三一九番三から同市大和町塩塚字深町一三一九番三まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月十六日

○北海道開発局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道厚岸郡厚岸町尾幌一七七一番から同町糸魚沢四二二番まで	前	A	八・五〇～一四・三九～一四・〇〇～一七・〇〇～	一四〇・〇〇メートル　二三・八五三キロメートル　一九・七二三　一一・八六三	上記Ａ・Ｂ・Ｃ及びＤは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一四・〇〇～二〇八・六一八五・五〇～一八六三		
		C	八・五〇～一四・三九～一六三・四五～一八五・五〇～	一四〇・〇〇　二三・八五三　一九・七二三　一一・八六三	
	後	D	一四・〇〇～二〇八・六一七・〇〇～一八五・五〇～	一四〇・〇〇　二三・八五三　一九・七二三　一一・八六三	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百五十三号	北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓一一番二から同町字上久保内一九七番四まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和八年一月十六日